

事業優先順位	2 細事業: 就学援助事業(中)				整理番号	99		
目的	経済的な理由により、就学困難な生徒の保護者に対して就学に必要な費用の一部を援助することにより、中学校における義務教育の円滑な実施を図ることを目的とするため。							
目標	経済的な理由により就学困難な生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部援助について、適正な事務手続きを行う。							
事業実施主体	直営	事業開始年	昭和57年度	根拠法令	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条			
事業費・財源			平成24年度	比較				
	事業費 (決算額) (千円)		21,987		総コスト (千円)	25,161		
	財源内訳	一般財源	21,192		コスト情報・従事職員数	事業費	21,987	
		国府支出金	795			内訳	人件費	3,174
		地方債	0			公債費	0	
		その他特定財源	0			一人あたり (円)	223	
			0			世帯あたり (円)	534	
		0	参考	職員数 (人)	0.40			
		0	再任用職員数 (人)	0.00				
	今後の方向性	平成24年度中に就学援助システムの改善及び事務手続きの見直しを行い、平成25年度より1学期分の支給時期の早期化を図るよう調整を行う。						
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	経済的な理由により就学困難な生徒の保護者			
	A	B	B					

